

施設を 安心・安全に利用するために 必ず守っていただきたいこと

新型コロナウイルス感染症 基本的な感染対策

①対人距離の確保

②マスクの着用

③手洗い・手指消毒

施設を利用する際は具体的に次のことを徹底してください

基本的な基準（令和2年10月1日適用）

区分		具体的な行動
基本的な事項	利用者・施設管理者	人との接触を避け、対人距離を確保する 具体的には、1.5 mとする。ただし、整列等は1 m間隔も可能とする
		「三つの密」「①密閉空間②密集場所③密接場面」を避ける ※換気の出来ない部屋の利用は不可
		飛沫感染防止のためマスクの着用を徹底する、 マスクを外しての会話や応援はしない (例) 食事中や喫煙所での会話はしない
		極力利用時間を減らす 利用が重なる等、人が多い時は、利用時間を短くする
	施設管理者	施設管理者不在の場合は利用不可 ※利用者の健康状態を把握するため、名簿等を提出してもらい確認をする
施設管理者	使用面積及び対人距離等から施設の定員を算出し、必要に応じ入場制限を行う	
個人の予防策	利用者	手洗い・手指の消毒を徹底する ※手指消毒液がない場合は、石鹸を使用し手洗いを実施する
		マスクは着用する ※運動・スポーツ中の着用は利用者等の判断による
		咳エチケットを遵守する
利用当日の確認事項	利用者・施設管理者	以下の①～④に該当する場合は、入場制限あり（利用制限）
		①原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合
		②息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
		③咳・咽頭痛などの症状がある場合
		④過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
※上記の確認を個人利用時には、市が作成した「施設利用者カード」に必要事項を記入し、施設へ提出する また、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する		

※公民館等の施設貸出事業では活動内容によって制限がかかる場合があります

船橋市